伊豆の国市立長岡北小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめ防止の基本的な考え方・姿勢

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。

また、どの児童も被害者や加害者にもなりうる。これらの基本的な考えをもとに、教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

何より学校は、児童が教職員や周囲の友達との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。児童一人一人が大切にされているという実感を持つとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身につけることができる学校作りに取り組んでいく。そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間とともに人間的に成長できる魅力ある学校作りを進める。

- ①いじめを生まない、許さない学校作り
- ・子どもたちがいじめについて深く考え理解するための取り組みとして、道徳の授業等、学校教育全体を通して、子どもたちがいじめを絶対に許さないことを自覚するように指導する。
- ②子どもたちをいじめから守り通し、子どもたちのいじめの解決に向けた行動を促す
- ・いじめられた子どもからの情報やいじめの兆候を確実に受け止め、いじめられた子どもが安 心して学校生活を送ることができるようにするため、いじめられた子どもを組織的に守り通 すことを徹底する。
- ③教員の指導力の向上と組織対応
- ・いじめに適切に対応できるようにするため、教職員のいじめ問題への感覚と的確な指導力を 高める。また、教員個人による対応に頼るだけでなく、学校全体による組織的な対応を行う。
- ・いじめが複雑化、多様化する中、学校がいじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようにする ため、保護者や地域、関係機関と連携し、社会総がかりでいじめ問題解決に向けて取り組む。

【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。

2 いじめの防止等のための対策

(1)いじめの未然防止

- ○教育活動全体を通して
 - ・教育活動全体を通して、道徳教育、人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。

例:学校全体としてはいちごを育てる活動

- ・道徳教育では、特に「主として他の人の関わりに関すること」の内容項目を取り上げて指導 する。
- ○共に成長する学級作り
 - ・児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級作りを進める。
 - ・QUの結果などを利用し、様々なエクササイズを実施することにより、あたたかな人間関係 を醸成する。
- ○「わかる授業」の推進
 - ・児童の活動や努力を認め、生徒指導の機能を重視した「わかる授業」によって、自己肯定感や自己有用感を高める。
- ○メディアリテラシー教育を通して
 - ・情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないように継続的に指導する。

(2)いじめの早期発見・早期対応

- ○いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われていることを認識し、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようにアンテナを高く保つとともに、教職員が相互に積極的に情報交換や情報共有を行い、いじめを積極的に認知するよう努める。
 - 毎日の出欠確認時の観察
 - ・授業中や休み時間などの児童観察 (姿勢、表情、視線、友だちとの関わり 等)
 - ・教職員間による情報の共有(打合せや職員会の中で時間をとって)
 - ・スクールカウンセラーによる授業参観や面談の実施
 - ・おたよりや懇談会の積極的な活用によるいじめに関する情報の早期把握
 - ・『いじめについてのアンケート』(年間3回)によるいじめの実態把握

- ・『教育相談週間』(年間2回)の中からの実態把握
- ・保護者向けの教育相談日を設定しての情報収集
- ・地域からの情報収集 民生委員 学校評議委員会 学校警察連絡協議会
- ○いじめの発見、通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。 そして、被害児童を守り通すとともに、毅然とした態度で加害児童を指導する。
 - ・いじめの発見、相談を受けた場合は、速やかに事実の有無を確認する。
 - ・いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めさせる。
 - ・発見、相談を受けた教職員は一人で抱え込まず、直ちに情報を報告する。
 - ・組織を中心に、いじめの事実の有無を確認する。
 - ・事実確認の結果は、校長が責任を持って委員会や保護者などに報告する。
 - ・該当児童には、いじめの背景に目を向けた指導を行い、以後の対応についても継続的な指導を行う。

(3)組織の設置

- ○いじめ対策委員会
 - ・目的 学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置き、必要に応じて会を開く。
 - ・構成員 校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、担任、養護教諭 PTA代表、学校評議員、スクールカウンセラー、関係機関 等

(4)インターネットを通じて行われるいじめへの対策

- ○子どもたちはネットやゲーム機を利用することも多く、情報機器を手にする児童の低年齢化が 進んでいるので、インターネットいじめの対策も推進していく。
 - ・ネット上の誹謗中傷やメールや LINE トラブル、通信型のゲーム機、音楽プレーヤでのトラブル等の予防のために、情報モラル教育等の指導を行う。保護者においても、PTAを通じ、学級懇談会、各種おたより等で積極的に理解を求めていく。
 - ・ネット上に不適切な書き込み等があった場合は、直ちに削除する措置をとる。
 - ・教育相談等で、ネットやゲーム機でのトラブルについて聞き取り、各学年が実態に応じて指導を実施する。
 - ・ネットいじめについては、被害拡大を防ぐために、教育委員会や警察等の関係機関との連携 を迅速に進める。

(5)関係機関との連携

- ○いじめの問題に学校、家庭、地域の連携・協力だけでは十分対応しきれなかったり、解決に向けて状況が変わらなかったりする場合、関係機関と連携して対策を講じていく。たとえば、日頃から警察や相談機関等と協力体制を確立し、いじめがおきた時には、状況に応じて連携し、早期に対応する。いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとに取り組む。
 - ・学校と警察や児童相談所等の関係機関との、日頃からの連絡を密にした情報共有体制の構築
 - ・医療機関等の専門機関と連携した教育相談等の必要に応じた実施
 - ・子供SOSダイヤルや子ども・家庭110番など、学校以外の相談窓口の周知

3 重大事態への対処

- ○生命・心身に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、「静岡県いじめ対応マニュアル」等に基づいた対処を確実に行う。
- ○重大事態について
 - ①「生命・心身に重大な被害が生じた疑い」
 - ・児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合等
 - ②「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」
 - ・年間30日を目安とする
 - ・一定期間継続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する。
- ○児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった時は、次の対処を行う。
 - ①いじめ対策委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。
 - ②校長は、いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告する。